

○国土交通省告示第七百八十一号

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和三年国土交通省令第三十四号）附則第二条の規定により、次に掲げる者が行う講習を移行講習として指定したので、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条の講習を指定するための基準等（令和三年国土交通省告示第四百八十五号）第十四条第一号の規定に基づき、公示する。

令和三年七月六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

- 一 指定年月日 令和三年六月十五日
- 二 指定番号 (一) 第〇〇一号
- 三 氏名又は名称 一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会
- 四 住所 東京都千代田区大手町二丁目六番一号
- 五 法人である場合の代表者の氏名 坂本 久
- 六 移行講習事務を行う事務所の名称 一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会事務局
- 七 移行講習事務を行う事務所の所在地 東京都千代田区大手町二丁目六番一号 朝日生命大手町ビル十七階

八 移行講習の名称 移行講習

九 移行講習事務を開始する年月日 令和三年六月十五日